

会員の皆様へ、素敵な贈り物をご用意しています。

カンガループレゼントプログラム

毎月のカードご利用額をポイントに換算し、UCが自動集計。
毎年の累計ポイントに応じて素敵なプレゼントをお贈りする、
セイノー独自のプログラムです。

1 カード利用額に応じて ポイントを進呈します。

- 西濃運輸及び、セイノー協賛会社でカードを使うと、
1,000円につき30ポイント進呈。

セイノー輸送グループ各社の宅配や引越し、(株)セイノー
商事が取扱う産地直送商品などの購入、サイトラベル
(株)での旅行など。

※100円未満はポイントに加算されません。

- その他加盟店でカードを使うと、
1,000円につき10ポイント進呈。

ショッピング・お食事、市外通話料金(別途手続きが必要
です)など。

※1,000円未満はポイントに加算されません。

※年会費、キャッシングサービス、各種保険料などはポイント対象外となります。

※ポイントは、カードのご利用日にかかわらずご請求時に加算されます。

※累計ポイントは、毎月の「ご利用代金明細書」でご案内します。

2 年間累計ポイントが 1,500ポイント以上の方へ、 「カンガループレゼントカタログ」を ご送付いたします。

西濃運輸及び、セイノー協賛会社の年間ご利用分150ポ
イントを含む合計1,500ポイント以上をお持ちの方に、素敵な
プレゼントが満載のカンガループレゼントカタログを差し
上げます。

3 ご希望の商品を ご希望のお届け先へ、 カンガルー宅配便で配送いたします。

あなたの累計ポイントに応じて、カタログよりお好きな商品
をお選びいただけます。ご希望の商品は、ご希望のお届け
先へカンガルー宅配便で配送いたします。

ご注意

- ポイントの還元は、セイノー協賛会社の年間ご利用分最低150ポイントを含む
合計1,500ポイント以上の方が対象となります。
- ポイントの有効期限はカンガループレゼントカタログ発送日より6ヵ月間とし、
60,000ポイントを上限とします。なお、次年度へのポイントの持ち越しはできま
せん。
- ポイント蓄積期間終了後、還元の対象とならないポイントは消滅します。

本カードは、永久不滅ポイントのご利用になれません。

SEINO KANGAROO CLUB UC-CARD

セイノーカンガルークラブUCカードのご案内

セイノーカンガルークラブUCカードは、
UCのうれしいサービスに
セイノー独自の特典をプラス。
充実のカードライフをお約束する
機能満載の一枚です。

おトクな各種割引サービスを
ご用意しています。

宅配便を50円割引

カンガルー宅配便をご利用の際に、セイノーカンガルークラブ
UCカードをご提示ください。その場で宅配料金を50円割引
させていただきます。

引越し料金を10%割引

国内引越しの直通運賃・資材費用・作業員費用を、10%割引
させていただきます。

お支払いも、カードでOKです。

あなたのカードのご利用が
自然保護活動の支援につながります。

会員の皆様のカードご利用代金の一部※を、世界自然保護
基金日本委員会(WWF)へ寄付いたします。会員の皆様
のご負担は一切ございません。

※日本国内でのショッピングご利用代金の0.05%相当。

西濃カンガルークラブカード会員特約・カンガループレゼントプログラム規定

西濃カンガルークラブカード会員特約

第1条(カード名称)

本カードは、会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「カード会社」という)が西濃運輸株式会社(以下「西濃運輸」という)と提携して発行するもので、カードの名称は「西濃カンガルークラブカード」と称します。

第2条(会員資格)

入会申込者は、本特約、カード会社の会員規約及びカンガループレゼントプログラム規定を承認の上、カード会社と西濃運輸が入会を認めた方を会員(以下「会員」という)とします。

第3条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、西濃運輸が提供する特典およびサービスを受ける場合、西濃運輸所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条(特約の改定等)

1. 本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項については、カード会社の会員規約が適用されるものとします。

株式会社クレディセゾン / 道銀カード株式会社
北越カード株式会社 / 共立クレジット株式会社
肥銀カード株式会社

以上
2017年11月現在

カンガループレゼントプログラム規定

第1条(目的)

本規定は、西濃運輸株式会社(以下「SEINO」という)と会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「UC」という)との提携により発行する「SEINOカンガルークラブカード」(以下「本カード」という)の利用に応じ、SEINOが本カードの会員(以下「会員」という)に対し提供する特典(以下「カンガループレゼントプログラム」という)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条(カンガループレゼントプログラム)

カンガループレゼントプログラムとは、会員が本規定により、SEINOから所定の商品(以下「プレゼント商品」という)を受け取る事ができる制度です。プレゼント商品は会員が本カードにより信用販売を受ける商品・役務等の購入を行った場合、その購入金額(以下「カード利用代金」という)に応じて、SEINOから付与されるポイント(以下「ポイント」という)の残高に基づき選定されるものとします。

ただし、会員が本カードの会員資格を喪失した場合は、カンガループレゼントプログラムを利用する事はできません。

また、本カードではUCが提供する永久不減ポイントを利用することはできません。

第3条(ポイントの付与対象)

前条のカード利用代金には、キャッシングサービス・各種ローン・本カードの年会費・保険掛金その他所定のものは含まれないものとします。

第4条(家族会員の利用代金)

家族会員のカード利用代金は、ポイントの付与に関して、当該会員の属する本人会員のカード利用代金と見なし、そのポイントは、本人会員に付与されるものとします。

第5条(ポイントの付与日)

ポイントは、毎月10日にUC所定の方法により締め切られたカード利用代金に応じて、当月内の所定日に本人会員に付与されます。

第6条(ポイントの取り消し)

本人会員またはその家族会員の商品・役務等の購入の取り消し等により、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合、その取り消し額に応じたポイントもSEINO所定の方法により取り消しされるものとします。

第7条(ポイントの計算)

本人会員のポイントは、毎月10日にUC所定の方法により締め切られたカード利用代金に応じて、次の通り計算され①と②の合計ポイントが付与されます。

- ①カード利用代金の合計金額(1,000円未満は切り捨て)に対し、1,000円を単位とし、これに百分の一を乗じて得られるポイント。

- ②SEINOおよび別途指定されたその他加盟店において、指定された商品・役務等の購入のカード利用代金の合計金額(100円未満は切り捨て)に対し、100円を単位とし、これに百分の三を乗じて得られるポイント。

第8条(ポイントの蓄積とポイント算定期間)

初回のポイント算定期間は、会員の入会月から翌年の同月までとし、その翌月をポイント還元対象月(以下「還元対象月」という)とします。

なお、ポイント算定期間を超過し、かつ還元の対象とならないポイントについては、該当の算定期間終了時に自動的に消滅するものとします。

第9条(ポイントの通知)

会員に対して付与するポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、当該会員に対して送付するご利用明細書上に表示し、通知するものとします。

第10条(還元の決定)

- ①SEINOは、会員への還元の際し、所定の審査を行い、その還元実施の可否を決定するものとします。
- ②会員もしくは家族会員が還元申請に関して不正・虚偽の行為をしたとSEINOおよびUCが認めた場合、または本規定・本カードの会員特約もしくはクレジットカードの会員規約を遵守していないとSEINOおよびUCが認めた場合に、当該会員への還元を拒否または留保することができるものとします。

第11条(還元対象となるポイント残高)

還元対象となるポイント残高は、前条に基づく還元決定後のポイント算定期間終了時での有効なポイント残高(以下「有効ポイント残高」という)となります。この為、予め会員に対して通知されたポイント残高と異なる場合があります。

第12条(ポイントに基づく還元)

- ①SEINOは、次の各号の条件の全てを満たした会員に対し、第8条に定める還元対象月の末日までにSEINO所定のカンガループレゼントカタログを送付します。それに伴う会員の申請に対し、申請を受けてより1ヶ月以内を目処に、該当プレゼント商品をご希望のお届け先までカンガルー宅配便にて送付します。
 - (1)有効ポイント残高が1,500ポイント以上であること。
 - (2)前号の有効ポイント残高の内、第7条第2項により付与された有効ポイント残高が150ポイント以上であること。
 - (3)会員が還元対象月に会員資格を有していること。
- ②ポイント算定期間内に於いて還元の対象となる有効ポイントは60,000ポイントを上限とします。
- ③ポイントの有効期限は、カンガループレゼントカタログ発送日より6ヶ月とします。

第13条(公租公課)

カンガループレゼントプログラムにより還元を受けたプレゼント商品について、公租公課が課せられる場合、会員は当該公租公課を負担するものとします。

第14条(ポイントの消滅)

会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、本規定もしくはカンガループレゼントプログラムにおける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

第15条(SEINOからの委託)

会員は、ポイントの付与・蓄積・告知・還元等に関する事務処理を、SEINOからの委託に基づき、UCが行う事を予め承認するものとします。

第16条(権利の譲渡等)

会員は、理由の如何を問わず、カンガループレゼントプログラムにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させる事はできません。

第17条(カンガループレゼントプログラムに関する疑義等)

ポイントの有効性、ポイント数、還元商品並びに申請資格に関する疑義、その他カンガループレゼントプログラムの運営に関して生ずる疑義は、SEINOにおいて決定し、会員はその決定に従うものとします。

第18条(終了・中止・変更等)

- ①SEINOは、予告なしにカンガループレゼントプログラムを終了もしくは中止し、または内容を変更する事ができるものとします。
- ②SEINOは、第7条に定めるポイント算定に係わる換算率、第12条に定める還元に係わる換算率を、予告なしに、いつでも変更できるものとします。
- ③本条第1項および第2項により、会員に損害を生じた場合にも、SEINOおよびUCは一切の責任を負いません。
- ④カンガループレゼントプログラムの内容は、日本国の法律の下に規制される事があります。

以上
2010年1月現在